

需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要領

第1 趣旨

需要即応型生産流通体制緊急整備事業の実施については、需要即応型生産流通体制緊急整備事業実施要綱（平成21年5月29日付け21生産第1530号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 需要即応型水田農業確立推進事業：別記1
- 2 自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業：別記2

第3 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。

別記 1 (需要即応型水田農業確立推進事業関係)

第 1 事業内容

1 取組内容

地域水田農業推進協議会 (水田農業構造改革対策実施要綱 (平成16年 4月 1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「水田農業対策要綱」という。) 第 4 の 2 の地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。) は、麦、大豆及び米粉・飼料用米等の需要に応じた生産拡大に向け、以下の取組内容に基づく地域実需者連携等促進活動計画を策定し、これを推進するとともに、助成対象者に対して、助成金を交付するものとする。

(1) 麦、大豆、飼料作物等

以下に掲げる項目のうち、一項目以上に取り組むこと。

ア 生産者と実需者とのマッチング対策

イ 物流効率化対策

ウ 品質向上対策

エ 環境・安全対策

(2) 米粉用米・飼料用米

以下に掲げる項目のうち、一項目以上に取り組むこと。

ア 生産者が主体的に行う取組

以下の (ア) 及び (イ) に取り組むこと。

(ア) 生産者と実需者とのマッチング対策

(イ) 混入防止等対策

イ 集出荷業者と連携して行う取組

以下の (ア) 又は (イ) に取り組むこと。

(ア) 効率的な流通体制の整備

(イ) 流通貯蔵体制の整備

2 助成対象者

以下に掲げる条件を満たす生産調整の実施者であって、地域実需者連携等促進活動計画に基づく生産活動等を行う者とする。

(1) 地域実需者連携等促進活動計画に位置づけられた取組に係る年産において、水田農業対策要綱第 6 の 1 の規定による確認を受けた者であること。

(2) 地域実需者連携等促進活動計画に位置づけられた取組に係る年度において、集荷円滑化対策実施要綱 (平成16年 4月 1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の 2 に定める生産者拠出金を拠

出した者であること。

なお、集荷円滑化対策の生産者拠出金を拠出していない者であっても、主食用等水稲の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知）第1の2の（2）の規程により主食用等水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、生産者拠出金を拠出した者とみなすものとする。

3 助成対象作物

地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部の第5の1の規定に基づき作成される地域水田農業ビジョンをいう。）に位置づけられた作物とする。ただし、地力増進作物や景観形成作物等、実需者との関わりがない作物等は除くものとする。

4 助成対象面積

助成対象面積は、1の取組に関して、第4の2の（1）の地域実需者連携等促進活動計画に定めた年産の作付面積とする。

作付面積は、原則として、農作物共済加入面積（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）第1章第5節の2の引受面積。以下同じ。）により確認する。

なお、農作物共済加入面積による確認ができない場合であって、水稲生産実施計画書上の面積（地域協議会において水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第2に基づく生産調整実施者等の確認に用いられている水稲生産実施計画書上の面積をいう。以下同じ。）その他の客観的なデータ等による確認が可能なときは、当該データを用いることができる。

5 助成単価

1の助成金の単価は以下のとおりとする。

（1）麦、大豆、飼料作物等

1の（1）に掲げる取組一項目につき、10a当たり5,000円とする。

ただし、10a当たり15,000円を上限とする。

（2）米粉用米・飼料用米

1の（2）のアの取組については10a当たり15,000円、1の（2）のイの取組については10a当たり10,000円とする。

6 助成金の交付

助成対象者に対する助成金は、助成対象者に対し、助成対象面積及び

助成単価に応じて交付するものとし、以下の計算式によるものとする。
その際、単位は円とし、小数点以下は切り捨てとし、0円を下回る場合にあっては0円とする。

$$\text{助成対象者の助成額(円)} = \text{助成単価(円)} \times \text{助成対象面積(a)}$$

- 7 都道府県水田農業推進協議会（水田農業対策要綱第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）は、地域協議会に対し、1に要する経費を助成するものとする。

第2 都道府県水田農業推進協議会への配分額等

都道府県協議会への需要即応型水田農業確立推進事業に係る資金の配分については、管内の地域協議会における各助成対象者に対する助成金交付予定額の総額を基本として行うものとする。

第3 業務方法書の作成及び承認の手続

- 1 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に別記様式第1号により承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長については、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。
 - ア 資金造成事業により積み立てた資金の管理に関する事項
 - イ 地域協議会から都道府県協議会への助成金の申請に関する事項
 - ウ 都道府県協議会から地域協議会への助成金の支払いに関する事項
 - エ 地域協議会から都道府県協議会への本事業の実施状況の報告に関する事項
 - オ その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、都道府県協議会長に通知しなければならない。
- 3 都道府県協議会長は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に別記様式第2号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2に準ずるものとする。

第4 実施手続

1 都道府県実需者連携等促進活動計画

(1) 都道府県協議会長は、別記様式第3号により都道府県実需者連携等促進活動計画を作成し、地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長は、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。なお、都道府県実需者連携等促進活動計画に以下に掲げる重要な変更を加える場合についても、同様の手続に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 交付額の3割を超える増減

(2) 都道府県協議会長は、(1)に定める重要な変更以外の変更を行った場合には、別記様式第3号により地方農政局長等に報告しなければならない。

2 地域実需者連携等促進活動計画

(1) 地域協議会長は、参考様式第1号により、作物別に具体的な取組内容(第1の1に定める取組内容をいう。)をまとめた地域実需者連携等促進活動計画を作成し、都道府県協議会長に提出し、承認を受けるものとする。

なお、地域協議会よりも狭い範囲での活動が効果的である場合、地域条件等から地域協議会単位での取組が困難な場合等には、当該活動を行う主体ごとの活動内容を地域実需者連携等促進活動計画に記載するものとする。

(2) 地域協議会長は、地域実需者連携等促進活動計画を変更するときは、参考様式第1号により予め都道府県協議会長に協議するものとする。

3 活動参加申請書

(1) 地域実需者連携等促進活動計画に同意し、当該活動計画に基づく生産活動等を行おうとする者(以下「活動参加者」という。)は、参考様式第2号により活動参加申請書を作成し、地域協議会長に提出するものとする。

(2) 活動参加者は、活動参加申請書を変更するときは、参考様式第3号により地域協議会長に報告しなければならない。

ただし、地域協議会の区域を越えて耕作している活動参加者につい

ては、(1)に関わらず次に定める方法により取り扱うものとする。

活動参加者が住所を有し、又は所在する市町村の区域が属する地域協議会(以下「住所地協議会」という。)に提出することを基本とするが、その者が耕作している水田・畑が所在している地域協議会(以下「出作地協議会」という。)にも活動参加申請書を提出することができる。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、活動参加申請書の提出を受けた住所地協議会又は出作地協議会がそれぞれ行うものとし、必要に応じ、住所地協議会にあっては出作地協議会の協力を、出作地協議会にあっては住所地協議会の協力を求めるものとする。ただし、活動参加申請書の提出を受けた地域協議会長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該活動参加者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外すことができる。

4 助成金の交付の手續等

- (1) 地域協議会長は、都道府県協議会長が作成した業務方法書に定めるところにより、活動参加者ごとの助成金の交付額を算定するものとする。
- (2) 地域協議会長は、都道府県協議会会長が作成した業務方法書に定めるところにより、都道府県協議会長に対し助成金の交付申請を行うものとする。
- (3) 地域協議会長は、地域実需者連携等促進活動計画に基づく取組が実施されることが確実と見込まれる場合には、助成金を交付できるものとする。
- (4) 都道府県協議会長及び地域協議会長、又はそのいずれかの地位を継承した者は、助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。

5 助成金の返納

- (1) 需要即応型水田農業確立推進事業による助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に第1の2に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全額又は一部を地域協議会に速やかに返納しなければならない。
- (2) (1)の返納があった場合、地域協議会は、速やかに都道府県協議会に返納しなければならない。

6 事務の委託

都道府県協議会及び地域協議会は、第1に定める助成措置に係る事務の一部を当該都道府県協議会又は地域協議会の運営等に係る規約その他

の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会又は地域協議会以外の者に委託することができるものとする。

第5 実施状況報告等

要綱第7に定める事業の実施状況の報告は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、需要即応型水田農業確立推進事業の実施状況について、地域協議会長からの報告を取りまとめ、事業を実施した翌年度の7月15日までに別記様式第4号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導・助言

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会長に対し、本事業の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

3 資金管理状況報告書の提出

都道府県協議会長は、毎年度、需要即応型水田農業確立推進事業基金の収支について、別記様式第5号により資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

4 提出方法

1及び3の報告を行う場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長は、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

5 その他

地方農政局長等は、1に関わらず必要に応じて都道府県協議会長及び地域協議会長に対し、実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた事業実施状況について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出要求や現地調査を実施できるものとする。この際、都道府県協議会長及び地域協議会長は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

第6 他の施策との関連

要綱第9のその他の関連する施策との連携は、次に掲げる施策との連携とする。

1 米粉用米・飼料用米の利活用の推進に関する施策

2 麦の生産振興に関する施策

- 3 大豆の生産振興に関する施策
- 4 飼料作物の生産振興に関する施策
- 5 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策
- 6 担い手育成に関する施策
- 7 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策

別記2（自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業関係）

第1 事業内容

1 需要拡大に資する生産技術を導入する取組

（1）パン・中華めん用小麦品種の作付

平成22年産及び平成23年産の小麦について、需要に応じたパン・中華めん用小麦品種の生産に取り組む生産者、生産者団体、特定農業者団体及びその他農業者の組織する団体（以下「生産者等」という。）に対して、作付に必要な種子の確保や適正な防除の実施等に要する経費について、下記のとおり、面積当たりの助成金を交付するものとする。

ア 作付計画の策定

事業実施主体は、別記様式第6号を参考に作付計画を策定するものとする。

イ 対象品種

この取組の対象となる品種は、原則として「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第9条の農林水産大臣が定める規格及び第11条第1項第1号の農林水産大臣が定める規格を定める件」（平成18年8月7日農林水産省告示第1110号）の別表において「パン又は中華めんの製造用」の用途に規定されている本要領の別表の産地品種銘柄とする。

なお、告示の別表に規定されていない品種であって、都道府県協議会が「パン又は中華めんの製造用」として特に振興する必要があると認める品種については、第3の2の業務方法書に規定し、地方農政局長等の承認を受けることにより、対象品種とすることができるものとする。

ウ 対象面積

イの「パン又は中華めんの製造用」に生産される小麦品種の作付面積は、「民間流通促進対策実施要領」（平成11年9月1日付け食糧業第596号食糧庁長官通知。（以下「促進要領」という。））に基づく種前契約の締結により、需要に応じた生産に取り組んでいる者の平成22年産及び平成23年産の作付面積とする。

エ 助成金額

事業実施主体に交付される助成金額は、それぞれ以下の単価を限度とし、ウの作付面積を乗じることにより、算出された金

額とする。

ただし、平成23年産の助成対象面積は、平成23年産の作付面積の合計から平成22年産の作付面積を減じた作付面積とする。

平成22年産の助成対象面積10 a 当たり3,000円

平成23年産の助成対象面積10 a 当たり1,500円

また、助成対象面積の概ね 5 割以上において根雪前播種技術（初冬蒔き栽培）の導入に取り組む事業実施主体には、次の金額を単価に加算する。

平成22年産の助成対象面積10 a 当たり2,100円

平成23年産の助成対象面積10 a 当たり1,050円

オ 助成金の使途

事業実施主体は、都道府県協議会から交付された助成金を以下の取組に使用するものとする。

（ア）パン・中華めん用小麦品種の作付に取り組む生産者等に対する助成

（イ）パン・中華めん用小麦品種の生産に必要な資材及び機材・機械の共同購入

カ その他

対象面積の確認は、原則として、農作物共済加入面積（農作物共済引受要綱（昭和47年 1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知）第1章第5節の2の引受面積）により行うものとする。

なお、農作物共済加入面積による確認ができない場合においては、促進要領に基づく種前契約による「産地銘柄別作付予定面積」等によるものとし、生産者による作付の実施が確実に確認できる場合に限るものとする。

（2）大豆300A技術の実証

大豆の単収向上や作柄の安定化に資する革新技术である大豆300A技術を実証する生産者等に対して、必要な資材・機材の購入、実証農地の借上げ等に要する経費を支援するため、下記のとおり、面積当たりの助成金を交付するものとする。

ア 大豆300A技術普及計画の策定

事業実施主体は、別記様式第6号を参考に大豆300A技術等普及計画を策定するものとする。

イ 交付の対象となる新技术

交付の対象となる新技术は、独立行政法人農業・食品産業技

術総合研究機構が平成13年6月に設置した「大豆300A研究センター」において開発された以下のいずれかの技術とする。

- (ア) 密植遅播き栽培技術
- (イ) 有芯部分耕栽培技術
- (ウ) 立毛間播種技術
- (エ) 不耕起狭畦密植栽培技術
- (オ) 耕耘同時畦立て播種栽培技術
- (カ) 小明きよ作溝同時浅溝栽培技術
- (キ) 小型不耕起密条播種技術
- (ク) 無培土・狭畦密植栽培技術

また、(ア)から(ク)までのほか、大豆の作柄安定化に資する革新的な耕起・播種技術であり、都道府県協議会が特に振興・普及する必要があると認めるものについては、第3の2の業務方法書に規定し、地方農政局長等の承認を得ることにより、対象技術とすることができる。

ウ 実証展示ほの設置

地域の気象・土壌条件に応じて、アの新技术の体系化を図るための実証展示ほを設置する。当該実証展示ほについては、地域協議会関係者が技術を習得するための実証展示ほ場として活用することとして、現地講習会の開催等、技術普及のために使用するものとする。

エ 助成金額

事業実施主体に交付される助成金額は、平成21年度及び平成22年度に設置されるウの実証展示ほについて、10a当たり15,000円を限度とし、実証展示ほの面積を乗じて助成金を交付するものとする。

ただし、当該技術の導入による経営改善効果の評価に耐え得るよう、原則として、1ha以上の取組を行うものとし、1地区当たり最大10haを限度とする。

オ 助成金の使途

事業実施主体は、都道府県協議会から交付された助成金を以下の取組に使用するものとする。

- (ア) 実証展示ほを設置した生産者等に対する助成
- (イ) その他実証展示ほの設置に必要な機械のリース等の経費

カ 支援体制

都道府県は、当該実証展示ほの設置に当たり、農業試験場、

農業改良普及センター等を通じて技術指導等を行うものとする。

キ その他

事業実施主体は、毎年、設置した実証展示ほの面積、事業効果を取りまとめた実績報告書を作成し、都道府県協議会に提出するものとする。

実証展示ほの設置の確認は、この実績報告書により確認するものとする。

2 産地・生産者と食品製造業者等との結び付きを強化する取組

(1) 大豆の複数年契約栽培の推進

産地・生産者と食品製造業者（食品の製造、加工若しくは販売の事業を行う者又は食品製造業者を構成員とする事業協同組合をいう。以下同じ。）との安定的な取引関係を構築するため、下記のとおり、食品製造業者への原料大豆の通年供給や試験販売等の取組に要する経費として生産者等に当該契約数量に応じて助成金を交付するものとする。

ア 大豆の安定供給計画の策定

事業実施主体は、別記様式第6号を参考に大豆の安定供給計画を策定するものとする。

イ 栽培契約の締結

この取組の助成対象となる契約は、生産者等が食品製造業者又は大豆卸売業者との間で、平成21年産又は平成22年産から3か年以上にわたり締結した栽培契約（産地品種銘柄等の種類、数量、価格及び生産した年度内に売り渡すことを含む契約に限る。）とする。

ただし、締結した栽培契約において、2年目以降の契約数量が、初年目の契約数量を下回っている契約については、本事業の助成対象としない。

また、契約価格の設定に当たっては、水田・畑作経営所得安定対策の交付金、本事業により交付される助成金等を合わせた当該契約価格の水準が、大豆の再生産に必要となる生産費水準以上となることを旨として定めることとする。

ウ 助成金額

事業実施主体に交付される助成金の額は、イの当該年度の契約数量に以下の単価を乗じた額を限度として交付するものとする。

契約栽培1年目 60kg当たり3,000円

契約栽培 2 年目 60 k g 当たり1,000円

また、原則として、助成対象数量は、平成21年及び平成22年に生産された大豆のうち、当該年度内に販売された大豆の数量とする。

エ 助成金の使途

事業実施主体は、助成金について以下の使途に使用するものとする。

(ア) 栽培契約を締結した生産者等に対する助成

(イ) 食品製造業者への大豆の運送、保管に要する経費

(ウ) その他産地の差別化に必要な検査等複数年契約栽培の推進に不可欠な経費

オ その他

(ア) 助成の対象となる大豆は、原則として、播種前に栽培契約されたものとする。ただし、平成21年産大豆については、播種後、収穫前までに締結された栽培契約の契約数量に対して助成金を交付できるものとする。

(イ) 事業実施主体は、栽培契約により販売された大豆の数量については、毎年度売渡伝票その他の帳票で確認することとする。

(2) 米粉用米・飼料用米の複数年契約栽培の推進

産地と実需者との安定的な取引関係を構築するため、下記のとおり、実需者への原料米の通年供給や産地の差別化の取組に要する経費として生産者等に当該契約数量に応じて助成金を交付するものとする。

ア 米粉用米・飼料用米の安定供給計画の策定

事業実施主体は、別記様式第6号を参考に米粉用米・飼料用米の安定供給計画を策定するものとする。

イ 栽培契約の締結

この取組の助成対象となる契約は、生産者等が食品製造業者等（食品若しくは飼料の製造、加工若しくは販売の事業を行う者又は食品若しくは飼料製造業者を構成員とする事業協同組合をいう。以下同じ。）との間で、平成21年産又は平成22年産から3年以上にわたり締結した栽培契約（産地、数量、価格及び生産した年度内に売り渡すことを含む契約に限る。）とする。

ただし、締結した栽培契約において、2年目以降の販売契約数量が、初年目の販売契約数量を下回っている契約については、本

事業の助成対象としない。

また、契約価格の設定に当たっては、本事業により交付される助成金等を合わせた当該契約価格の水準が、米粉用米・飼料用米、畜産物等の再生産に必要な生産費水準を保証することを旨として定めることとする。

ウ 助成金額

事業実施主体に交付される助成金の額は、イの契約の初年度のうち、原則として、当該年度内に販売された数量に60kg当たり500円の単価を乗じた額を限度として交付するものとする。

エ 助成金の使途

事業実施主体は、助成金について以下の使途に使用するものとする。

- (ア) 栽培契約を締結した生産者等に対する助成
- (イ) その他産地の差別化に必要な検査等複数年契約栽培の推進に要する経費

オ その他

- (ア) 助成の対象となる米粉用米・飼料用米は原則として、播種前に栽培契約されたものとする。ただし、平成21年産については、播種後に締結された栽培契約の契約数量に対して助成金を交付できるものとする。
- (イ) 栽培契約の実施状況については、売渡伝票その他の帳票で確認することとする。

3 食品製造業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米について、下記のとおり、食品製造業者等による国産原料の特長を活かした商品開発等の取組を推進するために必要な経費の助成金を交付するものとする。

(1) 需要拡大計画の策定

事業実施主体は、向こう3年間の需要拡大計画書を策定し、商品開発による国産の小麦、大麦・はだか麦、大豆及び米粉用米・飼料用米の需要拡大に取り組むものとする。

食品製造業者等は、原料となる小麦、大麦・はだか麦、大豆又は米粉用米・飼料用米の産地又は銘柄を特定し、当該産地又は銘柄の属する都道府県協議会に別記様式第6号を参考に需要拡大計画を策定するものとする。

(2) 助成対象となる取組

この取組の助成の対象となる取組は、事業実施主体が助成金の

交付を申請する都道府県内で生産された小麦、大麦・はだか麦、大豆又は米粉用米・飼料用米を原料として、原材料の特徴や素性等を最大限に活かして、魅力ある商品開発を行うための取組とし、以下の経費を助成対象とする。

ア 商品の開発に要する原材料費、資材費及び当該商品の宣伝に要する試供品の原材料費及び資材費

イ 製造方法の改良のための試験及び分析に要する経費

ウ 商品開発に必要となる備品のリース経費

エ 新商品の開発委託に要する経費

オ 新商品の評価に要する経費

カ 県産品展示会等への出展に要する経費

キ 商品の意匠・商標等の開発及びその登録に要する経費

(3) 助成金額

都道府県協議会は食品製造業者等の申請に基づき、(2)の取組に要する経費の2分の1を限度として、助成金を交付する。

ただし、1事業実施主体当たり1千万円を上限とする。

(4) その他

この取組の実施の確認は、原則して当該原材料の購入等に係る領収証により行うこととする。事業実施主体はこれらの書類について事業終了後5年間保管することとする。

第2 推進事務費

都道府県協議会にあっては、資金の一部を自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業の実施に必要な事務経費として利用することができる。また、地域協議会は、都道府県協議会から交付される交付金の一部を自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業の実施に必要な事務経費として利用することができるものとする。

第3 事務手続

1 都道府県需要拡大実施方針の作成

(1) 都道府県協議会は、別記様式第6号により、管内における向こう3年間の国産の麦、大豆及び米粉用米・飼料用米の需要拡大に必要な課題と対策を整理した都道府県需要拡大実施方針(以下、「需要拡大実施方針」という。)を作成し、事業実施前に地方農政局長等の承認を受けるものとする。

(2) 需要拡大実施方針の重要な変更は、(1)の規定による手続きに

準じて行うものとする。

2 業務方法書の作成及び承認

要綱第6の1の業務方法書の作成については、次のとおりとする。

- (1) 都道府県協議会長は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等に承認を得るものとする。この場合において、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長は、当該地方農政事務所長を経由して申請するものとする。

ア 本事業により積み立てた資金の管理に関する事項

イ 事業の実施に関する事項

ウ 助成金の交付に関する事項

エ 事業の実施状況の報告に関する事項

オ その他業務運営に必要な事項

- (2) (1)の申請を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から30日以内にこれを承認し、当該都道府県協議会に通知しなければならない。

- (3) 都道府県協議会は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に変更の承認を申請しなければならない。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、(2)に準ずるものとする。

3 事業実施計画の策定承認及び助成金の交付

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、都道府県協議会が定める業務方法書により、事業実施計画及び助成金交付申請書を作成し、都道府県協議会に提出し、その承認及び助成金の交付決定を受けるものとする。

- (2) 事業実施主体は、(1)の事業実施計画を変更するときは、変更の申請書を作成し、都道府県協議会に提出し、承認を受けるものとする。

- (3) 都道府県協議会は、平成21年12月末までに上記(1)の事業実施計画を別記様式第7号にとりまとめて、地方農政局長等に報告するものとする。

- (4) 都道府県協議会は、需要拡大実施方針に即して、事業実施主体から提出された事業実施計画書の内容を審査し、業務方法書の定めるところにより需要拡大効果等を総合的に評価し、優先的に取り組むべき計画として、順位を定めて基金の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

4 事務の委託

都道府県協議会は、本事業に係る事務の一部を当該都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県協議会以外の者に委託することができるものとする。

第4 実施状況報告等

要綱第7に定める事業の実施状況の報告等は、次に定めるとおりとする。

1 事業実施状況の報告

都道府県協議会は、事業の実施状況について、事業実施主体からの報告を取りまとめ、当該事業を実施した翌年度の7月15日までに別記様式第8号により地方農政局長等に報告を行うものとする。

2 事業の実施状況に対する指導

地方農政局長等は、報告を受けた事業の実施状況について検討し、改善の必要があると判断される場合には、都道府県協議会に対し、本事業の適正かつ円滑な実施を指導・助言するものとする。

3 資金管理状況報告書の提出

都道府県協議会は、毎年度、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業基金の収支について、別記様式第9号により資金管理状況報告書を作成し、当該事業を実施した翌年度の4月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

4 提出方法

1又は3の報告を行う場合、地方農政事務所が所在する都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長は、当該地方農政事務所長を経由して提出するものとする。

5 その他

地方農政局長等は、必要に応じ、都道府県協議会に対し、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。また、報告の内容について、必要がある場合には、関係する資料の要求、現地調査等の必要な措置を実施できるものとする。

第5 他の施策と関連

要綱第9のその他の関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

1 米粉用米・飼料用米の利活用の推進に関する施策

2 麦の生産振興に関する施策

3 大豆の生産振興に関する施策

- 4 飼料作物の生産振興に関する施策
- 5 環境と調和のとれた農業生産活動の推進に関する施策
- 6 担い手育成に関する施策
- 7 耕作放棄地の解消対策の推進に関する施策

第6 その他

- 1 要綱第4の2の(1)に掲げる協議会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 代表者を定めていること。
 - (2) 構成員に農業者団体及び市町村が含まれていること(ただし、地方農政局長等が特に認める場合はこの限りではない。)
 - (3) 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約その他の規定が定められていること。
 - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること
- 2 気象災害等により活動計画の内容が実施できなかった場合等、その事由に合理的理由がある場合には、次年産の活動計画に平成20年産の活動内容を踏まえることにより、本年産の活動が行われたものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月29日から施行する。